

ウイング・ケアサービス 各種サービス料金表（令和2年1月1日現在）

【訪問介護サービス（要介護認定者）】

訪問介護サービスの利用料は、サービスの内容・利用する時間帯・利用する時間の長さによって異なります。8:00～18:00の日中時間帯でサービスをご利用になられた場合の利用料は下表の金額となります。法定代理受領サービスとして訪問介護サービスをご利用された場合に実際にお支払頂く利用料は、サービス費用の1割（一定以上所得者の方は2割）となります。残りは介護保険より弊社へ直接給付されます。区分支給限度額を超えたサービスのご利用は、全額自己負担となります（下表利用料欄記載のとおり）。

訪問介護サービス費用（地域区分単価「1級地」の場合）

		単位数	地域区分単価	利用料
身体介護	20分未満	※当社では提供していません。		
	20分以上30分未満	249	11.40	2,838
	30分以上1時間未満	395	11.40	4,503
	1時間以上1時間30分未満	577	11.40	6,577
	1時間30分以上30分毎に加算	83	11.40	946
生活援助	20分以上45分未満	182	11.40	2,074
	45分以上60分未満	224	11.40	2,553
通院等乗降介助	1回につき	98	11.40	1,117

※身体介護に引続く生活援助をご利用の場合は、20分から計算して25分毎に66単位が加算されます。
 ※夜間（18:00～22:00）又は早朝（6:00～8:00）の場合は、上記単位数の25%増しとなります。
 ※深夜（22:00～6:00）の場合は、上記単位数の50%増しとなります。
 ※訪問介護員2名派遣の場合は、上記単位数×200/100となります。
 ※利用者負担の減免、公費負担、2割負担がある場合などは、その負担額によります。
 ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）が別途加算されます（所定単位数の137/1000加算）。

その他加算

		単位数	地域区分単価	利用料
初回加算	1月につき	200	11.40	2,280
緊急時訪問介護加算	1回につき	100	11.40	1,140
生活機能向上連携加算	1月につき	100	11.40	1,140

※契約初月（サービス提供開始月）には初回加算を加算させていただきます。
 ※緊急対応等ご依頼がある場合は通常利用料に加えて緊急時訪問介護加算を加算させていただきます。
 ※理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算を加算させていただきます。

【介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス（要支援認定者）】

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの利用料は、ご利用になる頻度により異なります。8:00～18:00の日中時間帯でサービスをご利用になられた場合の利用料は下表の金額となります。法定代理受領サービスとして訪問型サービスをご利用された場合に実際にお支払頂く利用料は、サービス費用の1割（一定以上所得者の方は2割）となります。残りは介護保険より弊社へ直接給付されます。

介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護費（地域区分単価「1級地」の場合）

		単位数	地域区分単価	利用料 (1月につき)
介護予防サービス (区)訪問型サービスⅠ	週1回程度の利用(1回60分迄) が必要な場合(要支援1・2)	1003	11.40	11,434
介護予防サービス (区)訪問型サービスⅡ	週2回程度の利用(1回60分迄) が必要な場合(要支援1・2)	2006	11.40	22,868
介護予防サービス (区)訪問型サービスⅢ	Ⅱを超える利用(1回60分迄) が必要な場合(要支援2)	3715	11.40	42,351
生活援助 訪問サービス費Ⅰ	週1回程度の利用(1回60分迄) が必要な場合(要支援1・2)	1003	11.40	11,434
生活援助 訪問サービス費Ⅱ	週2回程度の利用(1回60分迄) が必要な場合(要支援1・2)	2006	11.40	22,868

※月半ばからご利用になる場合（月半ばで要支援認定となった場合は、開始月に関しては、認定日より月末までの日数に日割計算分の単価を乗じた金額がご利用負担額となります（要支援認定期間が終了する月も同様に日割計算となります）。
 ※介護職員処遇改善加算（Ⅰ）が別途加算されます（所定単位数の137/1000加算）。

その他加算

		単位数	地域区分単価	利用料	負担額
初回加算	1月につき	200	11.40	2,280	228
生活機能向上連携加算	1月につき	100	11.40	1,140	114

※契約初月（サービス提供開始月）には初回加算を加算させていただきます。
 ※理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき介護予防訪問介護計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算を加算させていただきます。

【追加自費サービス（チョイ足しサービス）】

弊社の訪問介護・訪問型サービスをご利用のお客様が対象となります（単独でのご利用はできません）。
 訪問介護・訪問型サービスのご利用時間帯の前後で公費対象外サービスをご希望される場合や、
 通院時の院内での付き添いをご希望される場合は、下表の金額となります（要自費サービス契約）。

		利用料	主な内容
簡単な家事代行	5分ごとに	150	保険対象外の簡単な家事サービス
病院内付き添い	5分ごとに	150	通院介助時の院内待ち時間など
ぬくもりサービス	5分ごとに	100	雑談等の話のお相手、見守りなど

※8:00～18:00の日中時間帯のみのサービス提供となります。
 ※買い物代行をご希望される場合は、片道徒歩10分圏内の商店を限度とさせていただきます。
 ※買い物代行時の購入代金等の実費諸費用は別途ご負担頂きます。

【使い捨てグローブ価格表（Sサイズ・Mサイズ・Lサイズ共通）】

品名	数量	通常価格	販売価格
プラスチックグローブ （ポリ塩化ビニル・パウダーフリー）	1箱（100枚入り）	1,000	700
	10箱（100枚×10箱）	10,000	6,500

【外出同行・家事代行などの自費サービス（どなたでもご利用になれます）】

		利用料	主な内容
介護代行サービス （外出同行等）	5分ごとに	250	通院同行や趣味の外出、安否の確認など
家事代行サービス	5分ごとに	230	掃除、洗濯、簡単な調理、話相手など

※8:00～18:00の日中時間帯のみのサービス提供となります。
 ※外出時の交通費、買い物代行時の購入代金等の実費諸費用は別途ご負担頂きます。

【大掃除代行サービス（どなたでもご利用になれます）】

		利用料	主な内容
掃除・片付け中心 （2名派遣）	15分ごとに	1,500	大量の衣類等生活用品の整理整頓、室内の大掃除、不用品等の仕訳、まとめなどの作業を行います。

※専門の技術（エアコン分解清掃等）・資格が必要な作業、ゴミの処理・回収等は実施しておりません。
 ※板橋区外の場合は訪問のための交通費をご負担頂きます（実費交通費）。

【福祉限定タクシー（標準仕様の車椅子で乗車頂けます）】

運賃		1時間 （初乗り）	以降30分 ごとに加算	・福祉車両ご利用には事前予約が必要となります。 ・車椅子のお客様・歩行困難なお客様・高齢者のお客様を対象とさせて頂いております。 ・障害者手帳をご乗車時にご提示頂ければ、運賃が1割引となります。
		通常（9-18時）	4,300	
割引（9-18時）		3,870	1,710	

※板橋区発行の福祉タクシー券がご利用頂けます（有効期間内のもの）。
 ※運賃の発生は弊社車庫を出発した時点からとなります。
 ※予約料はございませんが、お迎え地到着後キャンセルの場合は、初乗運賃をご負担いただきます。
 ※現地待機時間も運賃として時間加算されます。
 ※時間貸駐車料金、有料道路利用料金は実費ご負担頂きます。

通院等乗降介助算定時の運賃及び利用料（要介護認定者が対象となります）

		利用料	負担額
通院等乗降介助を算定した場合の運賃	片道ごとに（30分以内）	500	500
通院等乗降介助算定単位数97単位	片道ごとに	1,105	111

→ 当社車庫から迎車地を経由し、目的地までの時間が30分以内の病院受診等でのご利用の場合は、
 運賃500円と利用者負担113円の合計613円がご負担金額となります（片道）。
 ※通院等乗降介助は、「訪問介護サービス」費用であり、運賃料に補助を与えるものではありません。
 （乗車降車時の介助に対しての介護サービス利用料金です）。
 ※通院等乗降介助ご利用時の運賃（30分毎に500円）には障害者割引等はございませんのでご了承下さい。
 ※介護タクシーを病院にて待機させる場合には、待機中も運賃500円（30分毎）を別途ご負担頂きます。
 （時間貸駐車場にて待機する場合には駐車料金も実費ご負担頂きます）。

東京都指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所（第1371903079号）一般乗用旅客自動車運送事業許可（関自旅二第1094号）

有限会社ウイング・ケアサービス

東京都板橋区蓮根二丁目30番8号 はすねの杜103号室
 TEL：03-6454-9618（平日9:00～18:00まで受付）
 FAX：03-6730-9628（24時間受付）

※日曜日、祝日、年末年始（29日～3日まで）は定休日となります。
 ※全てのサービスにつきまして法律に抵触する内容はお受けできませんので予めご了承下さい。